

## 機械式駐車装置の 安全対策に関するガイドラインについて

近年、機械式駐車装置における一般利用者の死亡や重傷事故、また、児童が亡くなる痛ましい事故が発生していることを踏まえ、国土交通省から、機械式駐車装置の安全性の一層の向上を図ることを目的として『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン(改訂版)』が公表されています。

この度、ガイドラインの一部を抜粋したものをご案内させていただくとともに、消費者庁及び国土交通省、立体駐車場工業会で作成しました特にマンション等の駐車場における操作時の注意事項(チラシ)を配布させていただきますので、掲示していただくなどご活用いただき、駐車装置の適正なご利用をお願い申し上げます。

この度、ご案内させていただく資料は次の通りです。

- 1** 『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン』の一部抜粋 ※1
  - ・管理者の取り組み
  - ・利用者の取り組み
- 2** チラシ『機械式立体駐車場での事故に御注意ください!』 ※2
- 3** 管理者向け自己チェックシート ※3

※1 『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン(改訂版)』の全文は国土交通省 HP よりご覧いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001056799.pdf>

考え方を解説した『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き』も国土交通省 HP よりご覧いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001145272.pdf>

※2 チラシ『機械式立体駐車場での事故に御注意ください!』は、国土交通省 HP よりダウンロードもできます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001055582.pdf>

※3 管理者向け自己チェックシートは、国土交通省 HP よりダウンロードもできます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001145264.pdf>

お問合せは、新明和パークテックお客様センター

TEL 0120-89-1097

## 『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン』 抜粋

### 管理者の取組

- ・利用者に対して、正しい操作方法、注意事項の遵守などの書面での説明等を徹底すること。また、これらに関する説明等を受けた者に対して利用を許可すること。
- ・不特定多数の人が利用する駐車施設においては、専任の取扱者が操作をすること。
- ・「無人確認」等の注意事項は、常に利用者が見やすい位置に表示すること。
- ・装置の安全確保のための維持保全を行うこと。装置が正常で安全な状態を維持できるよう、機種、使用頻度等に応じて、1～3ヶ月以内に1度を目安として、専門技術者による点検を受け、必要な措置を講じること。
- ・装置の安全性を阻害する改造等は決して行わないこと。
- ・事故等に備えて対処方法を定めておくこと。また、事故等があった場合には、警察、消防のほか、製造者、メンテナンス業者、設置の届出を行った都道府県知事等にすみやかに連絡し、記録を残すこと。
- ・上記事項を確実に実施するため、管理責任者を選任するとともに、装置の視認しやすい場所に、管理責任者を明示すること。また、具体的な実施方法等について文書に定め、利用者等が閲覧できるようにすること。
- ・上記事項に係る業務をメンテナンス業者へ委託する場合には、当該業務の実施主体（責任者）、具体的な実施方法等について契約等において別途定め、明らかにすること。

### 利用者の取組

- ・ひとたび事故が生じた場合には重大事故等に繋がることを再認識した上で、利用を行うこと。
- ・他人の鍵等を使用して操作を行わないこと。
- ・ボタン押し補助器具等の不適切な器具を決して使用しないこと。
- ・センサー等の設備に委ねることなく、装置内に人がいないことの確認を自ら徹底して行うこと。
- ・運転者以外は乗降室の外で乗降すること。やむを得ず幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、乗降室から同乗者が退出したことを必ず自ら確認の上、装置を操作すること。
- ・乗降室内に長時間留まらないこと。また、荷物の積み下ろしは乗降室の外で行うこと。
- ・保護責任者は、子供が装置に悪戯に近づかないように細心の注意を払うこと。
- ・取扱説明等を受けていない者に対して、操作を委ねないこと。
- ・酒気を帯びた者は、装置を取り扱わないこと。

『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン(改訂版)』の全文は国土交通省 HP よりご覧いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001056799.pdf>

考え方を解説した『機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドラインの手引き』も国土交通省 HP よりご覧いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001145272.pdf>

# 機械式立体駐車場での 事故に御注意ください！

機械式立体駐車場では、利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大な事故になっています。

駐車場を利用する場合には、以下に注意して安全に利用しましょう！また、改めて取扱説明書を確認したり、安全講習等を受けて、車載パレットの動き、操作盤の操作方法、緊急時の対処方法等を確認してください。

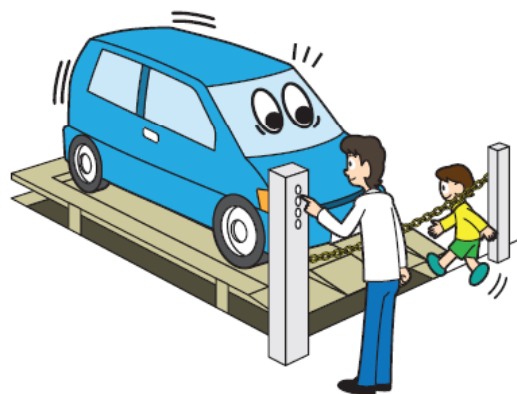


## ・運転者以外は中に入らないで 下さい

運転者以外は装置の外で乗降してください。やむを得ず、幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、装置から退出したことを必ず自ら確認の上、操作してください。

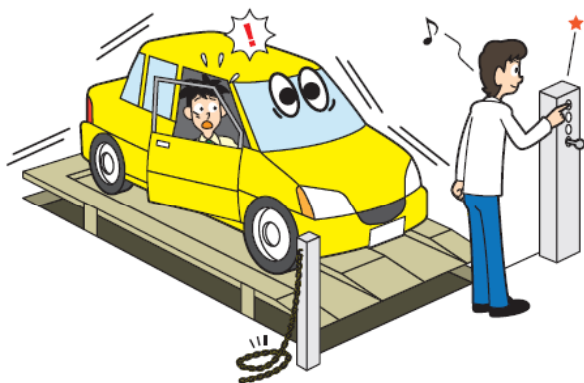
## ・子どもが装置に近付かないように 細心の注意を払いましょう

特に機械の操作中に目を離してしまい、子どもの動きに気が付かないことがあります。また、停止しているときでも、装置の隙間に転落する事故が発生しています。子どもとは常に手をつなぎ、目を離さないようにしてください。



## ・他人の鍵が挿さっているときは 使用中です

操作盤に他の人の鍵が挿さっている場合は、人が装置内に残っている可能性が高いため、絶対に操作をしないで下さい。



## 二段方式・多段方式の注意点



・死角に人がいるかもしれません。隅々まで確認してください。

操作盤の位置からでは、車の陰になって見えない場所もあります。人が隠れていないか必ず確認してください。

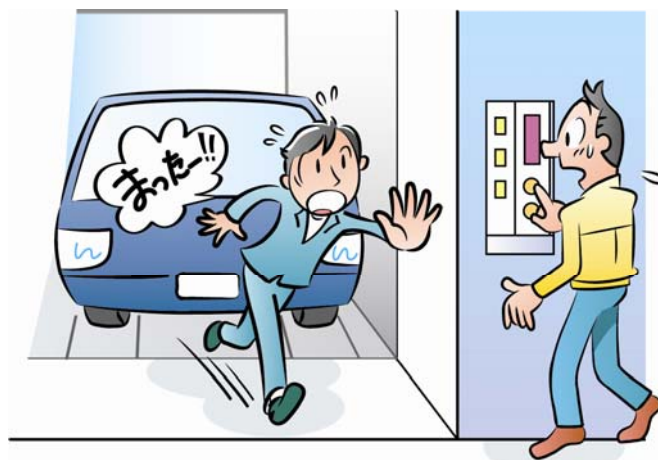
・装置内へ人が立ち入らないようにしてください。

装置の前面にチェーンがある場合は、必ず掛けてください。

・操作盤の昇降ボタンを器具等で固定して使用しないでください。

昇降ボタンを器具等で固定すると、安全機能が働かないため、直ちに停止させることができず危険です。

## エレベータ方式の注意点



・センサー等に頼らずに、自分の目で装置内に人がいないことを確認してください。

人感センサーは、装置内に人が残っていても感知しない場合があります。また、車内の人には感知できません。そのため、安全装置が働かないこともあります。

・装置内への閉じ込め等、不測の事態が発生した場合には、

① 迷わず、非常停止ボタンを押してください。

② 至急、操作盤に記載されている緊急連絡先へ連絡してください。

機械によっては、僅かな時間で危険な状態になることがあります。あらかじめ、操作盤及び装置内のどこに非常停止ボタンがあるかを確認してください。



# 機械式立体駐車場の安全対策は大丈夫ですか？

## ～管理者向け自己チェックシート～

機械式立体駐車場では、利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大な事故になってしまいます。

機械式立体駐車場での事故を防ぐためには、利用者において適正な利用に努めて頂くことも重要ですが、特に既設の駐車装置については、管理者において安全対策を検討・実施することが極めて重要です。

機械式立体駐車場の安全対策が十分に行われているかどうか、チェックしましょう。

### 1. 装置内への人の侵入を防止するための措置が講じられていますか？

A (10点)		B (5点)		C (0点)	
<input type="checkbox"/>	人が容易に乗り越えられない周囲柵や前面ゲート等を設置している（後付けも可）。	<input type="checkbox"/>	植栽や前面チェーンの設置など、何らかの工夫を行っている。	<input type="checkbox"/>	遊んでいる子供などが、容易に侵入出来てしまう。

### 2. 装置内への人の閉じ込めを防止するための措置が講じられていますか？

A (10点)		B (5点)		C (0点)	
<input type="checkbox"/>	利用者に対して無人確認を促すことに加え、人の存在を検知して装置を停止するセンサーを設置している（後付けも可）。	<input type="checkbox"/>	操作盤付近におけるシールの貼付等により、利用者に対する無人確認を促している。	<input type="checkbox"/>	無人確認を促すためのシール等が貼付されていない。

### 3. 前の利用者が居残っている状態で、次の利用者が割り込んで操作しないための措置が講じられていますか？

A (10点)		B (5点)		C (0点)	
<input type="checkbox"/>	暗証番号やカードリーダー等により利用者を認証できる機能を付けている（後付けも可）。	<input type="checkbox"/>	操作盤付近におけるシールの貼付等により、利用者に対する無人確認を促している。	<input type="checkbox"/>	無人確認を促すためのシール等が貼付されていない。

### 4. 装置内の無人確認を徹底するための措置が講じられていますか？

A (10点)		B (5点)		C (0点)	
<input type="checkbox"/>	操作盤からの死角を確認するための反射鏡やモニター等を設置している（後付けも可）。	<input type="checkbox"/>	操作盤付近におけるシールの貼付等により、利用者に対する無人確認を促している。	<input type="checkbox"/>	無人確認を促すためのシール等が貼付されていない。

### 5. 緊急時に装置を非常停止するための工夫がなされていますか？

A (10点)		B (5点)		C (0点)	
<input type="checkbox"/>	非常停止ボタンを設置している（後付けも可）。	<input type="checkbox"/>	非常停止ボタンは無いが、非常停止を行うことはできる。（操作ボタンから手を離すことにより装置が停止する等）	<input type="checkbox"/>	ボタン押し補助器具等の不適切な器具の使用により、非常停止を行うことができない。

## 6. 利用者に対する説明は行われていますか？

管理者向け自己チェックシート(裏面)

A (10点)		B (5点)		C (0点)	
<input type="checkbox"/>	取扱説明書等により説明を行っている。	<input type="checkbox"/>	取扱説明書等を手交しているが、説明は行っていない。	<input type="checkbox"/>	取扱説明書等を手交していない。

※不特定多数の者が利用する駐車施設においては、専任の取扱者に対して十分な説明を行う必要があります。

## 7. 利用者に対する注意喚起は適切に行われていますか？

A (10点)		B (5点)		C (0点)	
<input type="checkbox"/>	定期的に教育訓練を実施している。	<input type="checkbox"/>	操作盤付近におけるシールの貼付や利用者向けのパンフレットの配布等により、定期的に注意喚起を行っている。	<input type="checkbox"/>	定期的には注意喚起を行っていない。

## 8. 専門技術者による点検や整備は適切に行われていますか？

A (10点)		B (5点)		C (0点)	
<input type="checkbox"/>	点検や整備を定期的に実施している。	<input type="checkbox"/>	点検において整備の実施を指摘されているが、未対応である。	<input type="checkbox"/>	専門技術者による点検を行っていない。

## 9. 万が一事故が発生した場合の緊急連絡先を明示していますか？

A (10点)		B (5点)		C (0点)	
<input type="checkbox"/>	事故の第一発見者がすぐに分かる位置に緊急連絡先を明示している。	<input type="checkbox"/>	緊急連絡先は決まっているが、明示はしていない。	<input type="checkbox"/>	緊急連絡先を決めていない。

## 10. 管理責任者を明示していますか？

A (10点)		B (5点)		C (0点)	
<input type="checkbox"/>	利用者が分かる位置に管理責任者を明示している。	<input type="checkbox"/>	管理責任者は決まっているが、明示はしていない。	<input type="checkbox"/>	管理責任者を決めていない。

※管理責任者とは、管理会社やメンテナンス業者への委託契約の締結などを通じて、機械式立体駐車場の管理全般について責任を有する担当者のことを指します。

あなたの安全対策の評価点は？ 下の口々にチェックした数を入れて計算しましょう。

合計 A:  × 10点 + B:  × 5点 + C:  × 0点 = \_\_\_\_\_ 点

**95点～100満点の方：安全対策は十分に講じられています。**

・利用者への注意喚起等に引き続き積極的に取り組みましょう。

**50点～90点の方：概ね対策は講じられていますが・・・。**

- ・全ての項目がB(5点)以上であれば、最低限の対策は講じられています。
- ・C(0点)の項目がある場合には、今すぐにできる対策から取り組みましょう。
- ・関係主体による協議の場の設置等を通じて、安全性向上のために計画的な安全改修を考慮した安全対策を検討しましょう。

**0～45点の方：対策は不十分です。**

・C(0点)の項目については、今すぐにできる対策から取り組みましょう。